

理 由

最近における米穀の流通の状況にかんがみ、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備するとともに、立入検査の忌避等に対する罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。